

呉市立小•中学校

平成30年12月発行

共同事務センターだより 第8号

担当 昭和共同事務センター

今年最後の月になりました。この機会に1年を振り返ってみませんか? 新しい年を気持ちよく迎えましょう。

今回は**県費給与明細書の見方**についてお知らせいたします。ぜひ ご自分の明細書を確認してみてください。





①の欄 自分の給料表, 号給等を確認!

	広島県	平成3	0年12月	月 給与等	支給明細	書	支	E給年月日 平成	年 月	В
	所属名 : 〇〇小 所属コード : 〇〇〇〇〇 氏名: 〇〇 〇〇			職員	職員番号 : 〇〇〇〇〇					
給料表		級号給		調整額		減額時間数		支出科目		
控除後の額		口座振込計		現金支給額		会費額		会費引落後計		
				·						

②の欄 支給されている給料や諸手当の金額の確認!

支給項目	金額	支給項目	金
	亚银		37
給料		宿日直	
初任給調整手当		管理職手当	
扶養手当		教員特別	
地域手当		児童·寒冷地	
住居手当		単身赴任	
通勤手当		追給戻入額	
特殊勤務手当			
特地・へき地			
産業教育			
定通手当			
時間外手当			
期末			
勤勉			
休日·管理特手当			
夜間勤務			
_		支給合計	

〇扶養手当

扶養親族(子)『10,000円』

- ※特定期間にある子は<u>『5,000円』</u>加算
- 扶養親族(子以外)『6,500円』
- 〇地域手当(<u>勤務場所</u>が呉市の場合)

『(給料+管理職手当+扶養手当)×4.3/100』

〇住居手当(*100円未満切捨て)

家賃23,000円以下→『家賃-12,000円』

家賃23,001円~55,000円

→『(家賃-23,000円)×1/2+11,000円』

家賃55,001円以上→『27,000円』

〇通勤手当

徒歩による通勤距離が最短で片道2km以上ないと支給されません。

電車 バス等・・・運賃相当額(限度額あり)

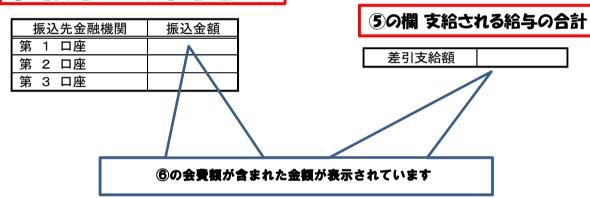
自動車 バイク等・・・通勤認定距離による金額(限度額あり)

③の欄 税金や掛金等の確認!

- 〇所得税1 毎月の給与支給額等により算出
- 〇所得税2 期末勤勉手当支給額等により算出
- ○短期掛金(健康保険料) 標準報酬月額×44.51/1.000
- 〇厚生年金(厚生年金保険料) 標準報酬月額×91.5/1,000
- 〇退職等年金掛金(企業年金に相当するもの) 標準報酬月額×7.5/1,000
- ※掛金はそれぞれ最高限度額あり

控除項目	金額	控除項目	金額
所得税1		健康保険	
所得税2		厚生年金	
住民税		介護掛金	
短期掛金		掛金精算額	
退職等年金掛金			
共済償還金			
物資代金			
共済積立貯金			
互助会掛金			
互助償還金			
互助会物資代金			
公舎使用料			
生命保険料			
財形貯蓄			
雇用保険料			
		控除合計	

4の欄 口座ごとの給与の振込金額



6の欄 会費の金額

会費とは学生協での支払いや, 職員の毎月の給食費や 職員会費等を給与から控除されている場合の金額です。

名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額
会費1		会費2		会費3		会費計	



服務「一問一答」

第8号 病気休暇

- Q. 時間単位で継続した病気休暇を取得すること(例えば、毎日決まった時間帯に病気休暇を取得すること)は可能か。
- A. 医師の診断書や証明書により、必要性が認められる場合には、差し支えない。

※ 期間については上限があります。